

遠賀町空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、遠賀町内の空き家の流通促進を通して、定住促進による人口の増加と地域の活性化を図るため、遠賀町空き家バンクについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 次の要件の全てを満たす家屋（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合した併用住宅を含む。）をいう。

ア 個人が居住を目的として町内に建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）建物及びその敷地。ただし、賃貸及び分譲等を目的とする建物とその敷地を除く。

イ 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に定める専属専任媒介契約、専任媒介契約及び一般媒介契約のいずれの契約も締結していない家屋

(2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(3) 空き家バンク 町内の空き家の売却又は賃貸等を希望する所有者等に対し、町内の不動産業者を紹介するとともに物件情報を発信することにより、空き家の流通を促進する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(利用申請)

第4条 空き家バンクへの登録を希望する所有者等は、空き家バンク利用申請書（様式第1号）及び空き家情報カード（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による利用申請があったときは、遠賀町空き家バンクの媒介に関する協定書を締結した宅地建物取引業者（以下「協定事業者」という。）を紹介するものとする。

(媒介契約)

第5条 前条第2項の規定による紹介を受けた所有者等は、協定事業者による物件の調査を受けた後、協定事業者と専属専任媒介契約又は専任媒介契約を締結するものとする。

2 所有者等は、前項の規定による媒介契約を締結後、空き家バンク登録申請書（様式第3号）及び空き家バンク登録カード（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(登録)

第6条 町長は、前条第2項の規定による空き家バンク登録申請書及び空き家バンク登録カードの提出があった場合において、その内容等を確認の上、適当と認めるときは、空き家バンクに登録するものとする。

2 町長は、前項の規定による登録をしたとき又は登録が適当でないとして認めるときは、空き家バンク登録完了（不可）通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

3 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）であるときは、空き家バンクの登録ができないものとする。

4 町長は、第1項の規定による登録をしていない空き家の所有者等に対し、空き家バンクの制度を周知し、登録を勧めることができる。

(登録事項の変更)

第7条 前条第2項の規定による登録完了の通知を受けた申請者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更申請書(様式第6号)に空き家バンク登録カードを添えて、町長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンクの登録を取り消し、空き家バンク登録取消通知書(様式第7号)により当該登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 申請内容に虚偽があったと認められるとき。
- (3) 空き家バンク登録取消申請書(様式第8号)の提出があったとき。
- (4) 第6条第1項の規定による登録をした日の属する年度の翌年度から起算して1年を経過したとき。
- (5) その他町長が適当でないとしたとき。

2 登録者は、前項第4号の規定により登録を取り消されたときは、第4条第1項の規定による登録の申請を再度行うことができる。

(登録情報の公開等)

第9条 町長は、必要に応じて、空き家の登録情報を町のホームページ等に掲載し、公開するものとする。

2 公開した登録情報についての問合せ及び交渉等については、協定事業者が行うものとする。

(登録物件についての交渉等)

第10条 町長は、登録された空き家に関する交渉並びに売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

2 契約等に関する一切の疑義及び紛争等については、当該契約等に係る当事者間で解決するものとする。

(個人情報の取扱い)

第11条 空き家バンクに係る個人情報の取扱いについては、遠賀町個人情報保護条例(平成17年3月24日条例第6号)に定めるところによる。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。